

平成23年度 市税等納期一覧表

案内

| 納期 | 税目(期別) | | | | | | 納期限・ 口座振替日 |
|-----|----------|----------|----------|------------|----------|-------------------|---------------|
| 4月 | 固定資産税(1) | | | | | | 5月2日 |
| 5月 | | 軽自動車税(全) | | | | | 5月31日 |
| 6月 | | | 市・県民税(1) | | | | 6月30日 |
| 7月 | 固定資産税(2) | | | 国民健康保険税(1) | 介護保険料(1) | 後期高齢者 医療保険料(1) | 8月1日 |
| 8月 | | | 市・県民税(2) | 国民健康保険税(2) | 介護保険料(2) | 後期高齢者 医療保険料(2) | 8月31日 |
| 9月 | | | | 国民健康保険税(3) | 介護保険料(3) | 後期高齢者 医療保険料(3) | 9月30日 |
| 10月 | | | 市・県民税(3) | 国民健康保険税(4) | 介護保険料(4) | 後期高齢者 医療保険料(4) | 10月31日 |
| 11月 | 固定資産税(3) | | | 国民健康保険税(5) | 介護保険料(5) | 後期高齢者 医療保険料(5) | 11月30日 |
| 12月 | 固定資産税(4) | | | 国民健康保険税(6) | 介護保険料(6) | 後期高齢者 医療保険料(6) | 12月26日 |
| 1月 | | | 市・県民税(4) | 国民健康保険税(7) | 介護保険料(7) | 後期高齢者 医療保険料(7) | 1月31日 |
| 2月 | | | | | | 後期高齢者 医療保険料(8) | 2月29日 |

※東北地方太平洋沖地震に係る市税等の救済措置により、納付期限を延長する場合があります。

【納付場所】

下妻市役所、常陽銀行、筑波銀行、茨城県信用組合、結城信用金庫、中央労働金庫、常総ひかり農業協同組合
ゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストア(後期高齢者医療保険料は、取扱いできません)

【クレジットカード納付】

利用可能なクレジットカード(介護保険料、後期高齢者医療保険料は、取扱いできません)



問 下妻市役所 ☎43-2111(代表)

固定資産税について・・・税務課固定資産税係
軽自動車税について・・・税務課税政係
市県民税について・・・税務課市民税係
納付全般について・・・収納課収納係

国民健康保険税について・・・保険年金課保険年金係
介護保険料について・・・介護保険課介護管理係
後期高齢者医療保険料について・・・保険年金課医療福祉係

地震で被害を受けた皆さんへ 各種税金・保険料等の減免について

災害により甚大な被害を受けた場合、市税や保険料等の減免制度が該当する場合がありますので、担当課等に相談のうえ申請をお願いします。詳しくは、お問い合わせください。

【固定資産税の減免】

| 税目等 | 災害等による減免等の基準 | 担当課等 |
|-------|---|-----------------|
| 固定資産税 | 半壊以上の被害を受けた家屋および著しい被害を受けた土地、償却資産。 なお、塀・門扉等で課税対象外の構築物は対象外。 【半壊以上とはならない被害例】 ・瓦の破損(全面にわたる瓦の著しい損傷でも屋根部分だけでは対象外) ・瓦の破損の他、他の被害箇所が建物全体ではなく部分的な場合も対象外 | 市税務課 ☎内線1353 |

【保険税等の減免】

| 税目等 | 災害等による減免等の基準 | 担当課等 |
|------------|---|--|
| 国民健康保険税 | 納税義務者等の居住用の家屋・家財等および事業用の資産の損害金額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき額を除く)が、その資産価額の10分の3以上の損失を被った場合。 ただし、世帯内の総所得金額の合計額が1,000万円以下の場合に限る。 | 市保険年金課 ☎内線1524 |
| 後期高齢者医療保険料 | 被保険者または世帯主の現に居住する住宅、もしくは所有する家財、その他の財産の損害金額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき額を除く)が、その資産価額の10分の3以上の損失を被った場合。 ただし、世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額の合計額が1,000万円以下の場合に限る。 | 市保険年金課 ☎内線1513 |
| 国民年金保険料 | 国民年金の第1号被保険者で、住宅・家財・その他の財産につき被害金額がその価格のおおむね10分の5以上の損害を受けた場合。 | 市保険年金課 ☎内線1525 下館年金事務所 ☎25-0811 |
| 介護保険料 | 被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者の住宅、その他の財産の損害金額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき額を除く)が、その資産価額の10分の5以上の損失を被った場合。 | 市介護保険課 ☎内線1536 |

◎申請には、り災証明が必要です。
(国民年金保険料の場合は必要ありません)
◎家屋については、屋根瓦等の崩落だけでは被害程度が10分の3以上になりません。

4月から国民年金保険料が変わります 案内

4月から平成24年3月までの国民年金保険料は、月額15,020円となります。

学生の方で国民年金保険料の納付が困難なときは「学生納付特例制度」の手続きをしてください

【学生納付特例制度とは】

学生本人の前年所得が一定額以下の場合に、市役所国民年金担当窓口(本庁舎・保険年金課、千代川庁舎・くらしの窓口課)に申請し、日本年金機構(茨城事務センター)で承認を受けると、承認された期間の国民年金保険料は納付が猶予されます。

【申請は毎年度必要です】

学生納付特例の対象となる期間は、4月から翌年3月までとなりますので、毎年度申請が必要です。4月分から学生納付特例ご希望の方は、お早めに申請手続きをしてください。

【学生納付特例の承認を受けた期間は】

年金の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額の計算には入りません。10年以内であれば後から納付(追納)して、年金額を満額に近づけることができます。ただし、承認期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納するときは、経過期間に応じた加算額が上乘せられます。

【申請手続きに必要なもの】

- ①学生証または在学証明書(コピー可)
- ②年金手帳
- ③印鑑(本人署名の場合は不要)
- ④平成22年3月31日以降に会社等を退職して学生となった方は、雇用保険受給資格者証、離職票など失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

※代理申請の場合は、代理の方の身分を証明できるものが必要になります。

※日本年金機構から「学生納付特例申請書」のハガキが届いた方は、学生証または在学証明書が不要のため必要事項を記入のうえ、返送してください。

問 下館年金事務所 国民年金業務課 ☎25-0811
市保険年金課 ☎内線1525

広報「しもつま」4月号の発行日を変更します

《変更前》 4月10日発行 → 《変更後》 4月25日発行

特定健康診査・基本健康診査(4月・5月・6月)を実施します

【対象者・検査項目・自己負担額】

- ◆40歳～75歳未満(特定健康診査※1)
身体測定、血圧測定、腹囲測定、尿検査、眼底検査、心電図検査、血液検査・・・**1,500円**
- ◆39歳以下(基本健康診査※2)
身体測定、血圧測定、腹囲測定、尿検査、眼底検査、心電図検査、血液検査・・・**1,500円**
- ◆75歳以上(基本健康診査※2)
身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査・・・・・・・・・・**無料**

- ※1 特定健康診査は、下妻市国民健康保険に加入中の方が対象です。
健診日の2週間前までに受診券を送付します。また、65歳以上の方には介護保険法により「生活機能評価問診票」をあわせて送付しますので、ご記入のうえ、受診日にご持参ください。
なお、下妻市国民健康保険以外の方で、医療保険者(健康保険証の発行元)から市で受診できる受診券が送付されている方も受診できますが、検査項目および自己負担額は異なります。詳しくは、医療保険者にご確認ください。
- ※2 基本健康診査に該当する、39歳以下の方と75歳以上の方は、加入している健康保険の種類にかかわらず受診できます。
受診券は平成22年度に受診した方に送付しますので、新たに希望する方は、保健センターにお申し込みください。
・75歳になる方(昭和11年4月1日～昭和12年3月31日生)は、受診日の年齢により健診内容、自己負担額が変わります。
◇対象者年齢は、平成24年3月31日現在です。(75歳になる方を除く)

《次の検診は加入している健康保険の種類にかかわらず受診できます》

- ◇胸部レントゲン 結核・肺がん検診(40歳以上)・・・・・・・・自己負担額300円
結核検診(39歳以下)・・・・・・・・自己負担額700円
- ◇前立腺がん検診(50歳以上の男性)・・・・・・・・自己負担額500円
- ◇肝炎ウイルス検査(40歳以上の今までに検査をしたことがない方)・・・・・・・・自己負担額500円
- ◇肺がん喀たん検査(40歳以上の胸部レントゲン検査を受診した方で希望する方)・・・容器代300円 自己負担額500円

◎後日、健診結果により、説明会・保健指導をおこないます。

【持参するもの】保険証、受診券、自己負担金

【健診日程・会場】

| 月日 | 曜日 | 健診会場 | 受付時間 (番号札は受付開始30分前に出します) | |
|-------|----|---------------|--------------------------|----------------|
| | | | 午前9時30分～11時30分 | 午後1時30分～3時 |
| 4月22日 | 金 | 別府コミュニティーセンター | 別府 | 村岡・五箇 |
| 25日 | 月 | リフレこかい | 大園木・伊古立・長萱・唐崎 | 鯨・見田・渋田 |
| 26日 | 火 | 千代川保健センター | 鎌庭西・鎌庭東 | 鎌庭新宿・羽子・田下 |
| 27日 | 水 | 千代川保健センター | 皆葉 | 鬼怒・原 |
| 28日 | 木 | 千代川保健センター | 本宗道 | 宗道・下栗 |
| 5月16日 | 月 | 高道祖市民センター | 小渡・桜塚・東原 | 原・柏山・新町 |
| 17日 | 火 | 高道祖市民センター | 中台 | 本田 |
| 18日 | 水 | 大宝公民館 | 福田・坂井 | 北大宝 |
| 19日 | 木 | 大宝公民館 | 大串 | 大宝・横根・平川戸 |
| 20日 | 金 | 下妻保健センター | 下木戸 | 堀籠・比毛・平沼 |
| 6月 6日 | 月 | 上妻市民センター | 黒駒(河岸を除く)・柴 | 半谷 |
| 7日 | 火 | 上妻市民センター | 大木 | 黒駒河岸・平方・江・関本下 |
| 8日 | 水 | 上妻市民センター | 桐ヶ瀬・前河原 | 南原・尻手・渋井・赤須 |
| 9日 | 木 | 騰波ノ江市民センター | 若柳本田・久目・東宿・下宿 | 若柳上宿・西宿・福代地・牧本 |
| 10日 | 金 | 騰波ノ江市民センター | 数須・下田・貝越・中郷・宇坪谷 | 神明・下宮・筑波島 |
| 20日 | 月 | 豊加美市民センター | 柳原 | 加養 |
| 21日 | 火 | 豊加美市民センター | 新堀・亀崎・谷田部・山尻 | 肘谷・樋橋 |
| 22日 | 水 | 働く婦人の家 | 小島(石堂を除く) | 小島(石堂)・中居指 |
| 23日 | 木 | 働く婦人の家 | 今泉・東古沢 | 西古沢・二本紀・袋畑 |
| ※25日 | 土 | 千代川保健センター | ※千代川地区の未受診者対象 | |

※土曜日は混雑が予想されます。午前中に番号札を取られた方でも、受付人数により午後の健診となる場合があります。
なお、9月以降の日程は、後日お知らせします。

健康

脳検診の補助について

健康

脳疾患の早期発見と脳疾患予防を目的として、脳検診料の2分の1(限度額15,000円)を補助します。

- ◆対象者 下妻市に住民登録をしている40歳以上の方で、次に該当する方。
(1)医療機関で脳検診を受診し、受診料が健康保険対象外の方
(2)市税等を滞納していない方
- ◆受付日 5月9日(月) ※番号札は午前8時30分から配布します。
- ◆受付場所 下妻保健センター
- ◆定員 87名 ※定員になり次第締め切ります。
- ◆手続きの方法
①印鑑・健康保険証を持参のうえ、来所にてお申し込みください。
②病院・医院等で検診を受ける。
③受診後、20日以内に病院・医院等が発行した領収書原本・印鑑・口座番号のわかるものを持参し補助金の申請をしてください。(口座番号は受診者本人名義のものに限る)
- ◆その他
・脳検診とその他の検査を合算した領収書の場合、脳関連検査(MRI脳実質撮影、MRA脳血管撮影、頸椎X線撮影)のみが対象になりますので、内訳がわかる領収書をご持参ください。
・加入している健康保険の種類にかかわらず申し込みできます。

問 市保健センター ☎43-1990

予防接種～ポリオワクチン～

- ◆日時 4月28日(木)受付 午後2時～2時30分
- ◆場所 下妻保健センター
- ◆持参する物 受診券、予診票(責任を持って記入してください)
母子健康手帳、体温計(体温は接種会場で測ってください)
- ◆該当者 生後3か月から90か月(7歳6か月)未満で、2回の投与が済んでいない者
※ポリオワクチンは免疫をつけるため、2回の投与が決められています。
※BCG接種(医療機関で接種)を先に受けましょう。

【接種間隔に注意しましょう】

- ・ポリオの1回目と2回目の間隔は、6週間以上あける。
- ・BCG、ポリオ、麻しん風しん混合を受けた場合、次の接種は、27日以上あける。
- ・三種混合、日本脳炎、インフルエンザを受けた場合、次の接種は、6日以上あける。

※おたふくかぜ、水ぼうそう、突発性発疹にかかった場合、治ってから4週間以上あけないと予防接種を受けることができません。

※受ける前には「予防接種と子どもの健康」などをよく読んで、予防接種の効果や副反応について十分理解し納得してから受けましょう。

問 市保健センター ☎43-1990

5月1日から7日までは憲法週間です

案内

5月3日の憲法記念日を中心に5月1日から7日までの1週間を憲法週間としています。
基本的人権の尊重は日本国憲法の重要な柱の一つであり、すべての人の人権が尊重される社会が実現されなければなりません。憲法週間に当たり、身近で起こる差別や偏見について一人一人が考え、人権尊重の意識を高め、豊かな人間関係をつくりましょう。
人権問題でお困りのときは、ご相談ください。

みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

問 水戸地方法務局下妻支局 ☎43-3935 市福祉課 人権推進室 ☎内線1583～1584

問 市保険年金課 ☎内線1515 市保健センター ☎43-1990

平成23年度 福祉タクシー利用券を交付します

- ◆対象者
- ・身体障害者手帳1～3級の所持者(視覚・下肢障害については4級以上)
 - ・療育手帳(A)およびAの所持者
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
- ※ただし、以下の方は該当しません。
- ・自動車税、軽自動車税の減免を受けている方
 - ・高齢者福祉タクシー助成券の交付を受けることができる方

- ◆利用条件
- 利用券裏面に記載されているタクシー事業所が利用できます。(障害者本人のみ)

- ◆助成内容
- ・1枚につき初乗り運賃額を助成します。
 - ・1回の乗車につき1枚のみ(年48回)利用できます。
- ※紛失した場合、再交付はできません。

- ◆申請受付
- 障害者手帳と印鑑をご持参ください。
なお、平成22年度のタクシー券(緑色)が残っている場合は、返還してください。

問 申 市福祉課 ☎内線1572～1574

まちづくり交付金事業 フォローアップ報告書を公表します

市では、平成17年度から21年度にかけ、市内宗道地区と蚕飼地区において「まちづくり交付金事業」に取り組んできました。

まちづくり交付金事業では、交付終了年度に事後評価を実施し、その翌年度にフォローアップ調査を実施し、市民に公表することになっています。このたび報告書がまとまりましたので、市ホームページならびに担当窓口にて公表します。

問 市建設課(宗道地区担当) ☎内線1716～1718
市企画課(蚕飼地区担当) ☎内線1311～1314

特別児童扶養手当・特別障害者手当等の 手当額が変更になりました

平成23年度の特別児童扶養手当および特別障害者等の手当額が、4月支給分から変更になりました。

| | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-------------|---------|---------|
| 特別児童扶養手当1級 | 50,750円 | 50,550円 |
| 特別児童扶養手当2級 | 33,800円 | 33,670円 |
| 特別障害者手当 | 26,440円 | 26,340円 |
| 障害児福祉手当 | 14,380円 | 14,330円 |
| 福祉手当(経過措置分) | 14,380円 | 14,330円 |

問 市福祉課 ☎内線1573

ねたきり老人等福祉手当・家族介護用品購入費 助成券支給の年齢要件が変更になりました

対象者の年齢要件が4月から変更になりましたので、該当する方は申請してください。

※現在受給している方は申請の必要はありません。

| | 変更前 | 変更後 |
|---|--------|---|
| ねたきり老人等福祉手当 (在宅で、継続して3か月以上常時ねたきり、または認知症の状態の方) | 満60歳以上 | 要介護認定を受けている方 (65歳以上の方・40歳以上65歳未満で特定疾病により介護が必要な方) |
| 家族介護用品購入費助成券支給 (ねたきり老人等福祉手当認定者で、介護用品を使用している方に助成券を支給) | | |

問 市介護保険課 ☎内線1536・1538

妊産婦マル福医療福祉費支給制度が変わります

4月から母子手帳の交付に合わせ、妊産婦マル福の申請をおこなうことで、受給者証の交付を受けることが出来るようになりました。(所得制限等で該当にならない方を除く)

すでに母子手帳をお持ちで該当する方には通知しましたが、まだ手続きが済んでいない場合は、お早めにご手続きください。

問 市保険年金課 ☎内線1514

ひとり親家庭等のみなさん 《児童扶養手当をご存じですか》

- ◆児童扶養手当とは・・・
- 父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童、父または母が一定の障害の状態にある児童、父または母から1年以上遺棄されている児童、父または母が1年以上拘禁されている児童の母または父、父または母に代わって児童を養育している方(養育者)に対して、児童が18歳到達の年度末(障害児の場合には20歳の誕生日)まで支給される手当です。

- 【手当額(月額)】
- 4月から手当額が改定になりました
- 児童数 1人 41,550円(全部支給の場合)
※2人目は上記の額に5,000円加算
※3人目以降は1人につき3,000円を加算

- 【支給月】
- 申請月の翌月分からの手当を4月・8月・12月に支給

- 《注意》
- ・所得制限があり、所得によっては手当の一部または全部が停止になります。受給資格者および同居の家族の方(同住所で世帯分離している世帯も含む)の所得も審査の対象となります。
 - ・受給者や児童が公的年金を受けられるときは該当しません。ただし、両親の一方が障害年金(国民年金または厚生年金保険法1級相当)を受給していて、障害年金の子加算がある方は、子加算額と児童扶養手当額を比較し、額の多い方を受給することになります。
 - ・父または母が婚姻をしていなくても事実上の婚姻関係にあるときは該当しません。

《児童学資金をご存じですか》

- ◆児童学資金とは・・・
- 事故や疾病、離婚またはその他の事由により、母子・父子世帯となった方、あるいは両親に代わって児童の養育をしている方(単身赴任等は除く)に対し、義務教育(小・中学校)過程の児童を対象に支給される市独自の制度です。

- 【支給額】
- 対象児童1人につき 月額3,000円

- 【支給月】
- 申請月分からの学資金を4月・7月・10月・1月に支給
※既に受給中の方には、現況届の提出について個別に通知しますので、4月中に提出をお願いします。

◎いずれも申請には添付書類が必要となりますので、詳しくは、お問い合わせください。

問 申 市子育て支援課 ☎内線1595

4月から児童扶養手当の 支給取扱いが変わります ～障害基礎年金の子加算の運用見直し～

これまで児童が障害基礎年金の子加算の対象であると、児童扶養手当は支給されませんでした。が、障害基礎年金の子加算の運用見直しがおこなわれ、4月からは児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合、児童扶養手当を受給することができます。

現在、障害年金を受給(子加算あり)している方で、下表1.に該当する方は、市へ児童扶養手当の認定請求をしてください。

なお、必要書類についてはお問い合わせください。

1. 児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができる場合
両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害(国民年金または厚生年金保険法1級相当)の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更が可能となります。
2. 児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができない場合
母子世帯や父子世帯の方

- 《留意事項》
- ・4月から児童扶養手当を受給するためには、原則3月中の認定請求が必要でしたが、8月31日までは「災害その他やむを得ない理由」により認定請求することができなかつたものとして申請することができます。
 - ・児童ごとに児童扶養手当額と子加算の額を比較し、額の多いほうを受給することになります。
 - ・児童扶養手当額は受給資格者とその配偶者および同居の扶養義務者(同住所で世帯分離している世帯も含む)の平成21年中の所得により決まります。
 - ・児童扶養手当の審査年度は8月から翌年7月までとなっています。所得審査の結果、所得制限により児童扶養手当が平成23年4月から7月まで支給されないこともあります。所得制限により支給停止となっても、所得の見直しにより来年度は支給になることもありますので、**全部支給停止となった方は、7月中に再度認定請求手続きをしてください。**

問 申 市子育て支援課 ☎内線1595

「生き生き出前講座」を利用してみませんか

◆出前講座とは
市民の生涯学習意識の高揚とまちづくりの振興を図るため、市役所の各課の職員が身につけた専門知識を、研修会や学習の場にお届けします。

◆利用対象者
原則、市内在住・在勤・在学する10人以上の市民グループ

◆開催日時
祝日・年末年始を除く
午前10時～午後9時
(土・日曜日は午後5時まで)
1回2時間以内
※一部講座を除く。

◆開催場所
市内公共施設や民間の施設等。
なお、会場は主催者をご用意ください。

◆費用
無料(教材費・材料費が必要な場合あり)

◆申込方法
受講を希望する日の20日前までに、生涯学習課または講座担当課へ申込用紙を提出してください。
なお、担当課の業務や講師となる職員の都合で、日時などの調整が必要な場合がありますので事前にお問い合わせください。

◆その他
「下妻市生き生き出前講座」の目的に反するときなど、申し込みできない場合があります。

※詳しい資料(メニュー表・申込用紙)は、下妻庁舎(総合案内)および千代川庁舎(くらしの窓口課・生涯学習課)にあります。

問 市生涯学習課(千代川庁舎)
☎内線2832

《生き生き出前講座メニュー》

| No. | 講座名 | 担当部署 |
|-----|--|---------------------|
| 1 | 国民健康保険のしくみ | 保険年金課 |
| 2 | 国民年金のしくみ | |
| 3 | 後期高齢者医療制度のしくみ | |
| 4 | 医療福祉(マル福)制度のしくみ | |
| 5 | 介護保険のしくみについて | 介護保険課 |
| 6 | げんき!はつらつ!介護予防講座 | |
| 7 | シルバーリハビリ体操 | |
| 8 | 認知症サポーター養成講座 | |
| 9 | 高齢福祉サービスについて | 保健センター ☎43-1990 |
| 10 | 子どもの生活リズムを見直そう ～健やかなココロ・カラダづくり～ | |
| 11 | いい歯でハッピー | |
| 12 | がん予防のために大切なことは 生活習慣を見直そう ～メタボリックシンドローム・ 生活習慣予防～ | |
| 13 | 食育講座 | |
| 14 | 生活保護について | 福祉課 |
| 15 | 債務整理について | |
| 16 | 人権教室 | 人権推進室 |
| 17 | 子ども・家庭支援 ～児童相談の現場から～ | 子育て支援課 |
| 18 | 児童福祉あれこれ | |
| 19 | 保育所ってどんなところ? | |
| 20 | 障害者福祉サービス | 福祉課 |
| 21 | 障害者自立支援法とは? | |
| 22 | 社協ってどんなところ? | 社会福祉協議会 ☎44-0142 |
| 23 | もっと気軽にボランティア | |
| 24 | 住民同士の支え合い ～社協が行う相互援助のしくみ～ | |
| 25 | 覚えよう!いざ!という時の 応急手当 | 下妻消防署 ☎43-1551 |
| 26 | 覚えよう!いざ!という時の 心肺蘇生法(救命手当て編) ※普通救命講習修了書発行 | |
| 27 | 公共交通の役割と大切さ | 企画課 |
| 28 | 温暖化防止! 世界と国・地方の取り組み | 生活環境課 |
| 29 | エコライフについて | |
| 30 | 犬の飼いや方 | |
| 31 | ごみの分別・出し方 ～マナーを守って きれいなまちづくり～ | |

| No. | 講座名 | 担当部署 |
|-----|--------------------------------|-----------------|
| 32 | 道路とくらし | 建設課 |
| 33 | 生活道路が整備されるまで | |
| 34 | 公園のはなし ～使おう!守ろう! みんなの公園～ | 都市整備課 |
| 35 | 水洗化で快適生活 | 下水道課 |
| 36 | 知っていますか? 下水道ができるまで | |
| 37 | 水道水はどうつくられるの? | 水道課 ☎44-5311 |
| 38 | みんなで守る文化財 ～文化財保護について～ | 生涯学習課 |
| 39 | 下妻にもある国指定文化財 (大宝城跡) | |
| 40 | 自分の体力を知ろう | |
| 41 | 各種スポーツ講座 | |
| 42 | 図書館の利用法について | 図書館 ☎43-8811 |
| 43 | 農業者戸別所得補償制度について | 農政課 |
| 44 | 悪徳商法の被害にあわないために | 商工観光課 |
| 45 | IT被害にあわないために | |
| 46 | 高齢者や障害者を 消費者トラブルから守ろう | |
| 47 | 知って得する日常生活の「契約」 | |
| 48 | くらしの中の事故注意情報 | 農業委員会 |
| 49 | 農業者年金制度について | |
| 50 | 農地法について①(耕作目的編) | |
| 51 | 農地法について②(農地転用編) | 企画課 |
| 52 | “男女共同参画社会”ってな～に | |
| 53 | 地方分権と行財政改革 | 財政課 |
| 54 | 下妻市の将来を描く総合計画 | |
| 55 | 市の財政状況はどうなっ ているの? | 税務課 |
| 56 | 知っていますか? あなたの市・県民税 | |
| 57 | 知っていますか? 固定資産税課税の仕組み | 収納課 |
| 58 | 市税の納付方法と滞納処分に ついて | |
| 59 | 住民票・戸籍・印鑑証明について | 市民課 |
| 60 | 議会のしくみ | 議会事務局 |
| 61 | 知っておきたい選挙の知識 | 委員会事務局 |

案内

『パートタイマー』募集

- 募集人員 調理業務 3名
- 応募資格 市内在住の方
- 雇用予定日 5月1日
- 勤務地 常総・下妻学校給食センター
- 勤務時間
 - ①午前8時～12時 2名
 - ②午前8時～午後2時30分 1名
 - ※②は交代勤務あり(午前9時～午後3時30分)
- 手当等 時給800円 ※交通費支給あり
- その他 制服(白衣・帽子等)貸与あり
- 申込方法
履歴書(市販のもの)1部を持参または
郵送にて提出してください。
- 申込期限 4月20日(水)必着

問 申 常総・下妻学校給食組合
☎0297-42-2369

『硬式テニス教室』受講生募集

- 日時 毎週日曜日 ※雨天中止。
- 場所 砂沼広域公園テニスコート
- コース
小学生コース 10:00～11:00
中学生コース 11:15～12:15
高校生・一般コース 12:30～13:30
- 月会費(週1回1時間4回分)
小学生・中学生・高校生 3,200円
一般 3,600円
※天候による中止や5週目がある月の
開催は、月会費が変更になります。
- 用意するもの ラケット

◎途中入会も可能です。最小定員(5名)に
満たないコースは、中止または統合する
場合があります。

問 申 砂沼広域公園管理事務所
☎43-6661

『講座受講生』募集

- 講座名 アーク溶接特別教育-1
- 日時 6月4日・11日・18日(土)
午前9時～午後5時
- 受講料 2,900円(教材費含む)
- 定員 20人 ※定員を超えた場合は抽選。
- 申込期限 5月6日(金)必着

◎申込方法等、詳しくはお問い合わせください。

問 申 県立筑西産業技術専門学院
☎24-1714

平成23年度

『下妻母親クラブ』会員募集

育児に役立つ研修・趣味の講座などを楽しみ
ながら学び、子育てのネットワークを広げてみ
ませんか。

- 全体説明会
4月21日(木)午前10時30分～(受付10時～)
下妻公民館 学習室
- 全体総会・入会手続き
4月28日(木)午前10時30分～(受付10時～)
下妻公民館 学習室

〈ゆりかごクラブ〉

- ・日時 毎週木曜日
午前10時30分～11時30分
- ・場所 リフレこかい・下妻公民館 和室等
- ・対象 0か月～1歳のお誕生月の乳幼児と
母親・子育て支援に興味のある方
- ・内容 赤ちゃんとの室内遊び・講座等
- ・会費 親子1組 年会費1,000円
(子供2人の場合は1,500円)
- ・保険 年間 大人190円/子供180円

〈ちょうちょうクラブ〉

- ・日時 毎週木曜日
午前10時30分～11時30分
- ・場所 リフレこかい・下妻公民館 学習室等
- ・対象 就園前の幼児と母親・子育て支援
に興味のある方
- ・内容 季節の行事や体操・工作・趣味の
講座等
- ・会費 親子1組 年会費1,000円
(子供2人の場合は1,500円)
- ・保険 年間 大人190円 子供180円

〈あおむしクラブ〉

- ・日時 不定期 午後1時～3時
- ・場所 下妻公民館 等
- ・対象 パネルシアターのボランティアに
興味のある方
- ・内容 パネルシアターの製作・上演等
- ・会費 500円
(あおむしクラブ入会のみの場合)
- ・保険 年間 大人190円

※活動日時・場所等は、変更が生じる場合
があります。

- 各クラブへの申込方法
説明会もしくは福祉事務所・下妻公民館に
置いてある申込書に記入のうえ、4月28日
の全体総会・入会手続きまでに提出してく
ださい。なお、会員は随時募集します。

問 下妻母親クラブ(諸井)
☎090-4220-0028



平成23年度『下妻公民館パソコン教室(前期)』受講生募集

募集

初心者および初級者を対象に、パソコン教室を開催します。
これからパソコンを始めてみたい方、パソコンを持っていても使い方がよくわからない方など、お気軽にご参加ください。

●日時

| 月 | 開催日 | 時間 | コース名 |
|----|--------|------------------------|-----------|
| 5月 | 29日(日) | 午前9時～午後5時 (昼休憩1時間) | パソコン初めて ① |
| 6月 | 5日(日) | 午後10時～午後4時 (昼休憩1時間) | パソコン初めて ② |
| | 18日(土) | | Word基礎 ③ |
| 7月 | 26日(日) | 午後10時～午後4時 (昼休憩1時間) | Word基礎 ④ |
| | 3日(日) | | Word基礎 ⑤ |
| | 10日(日) | | Word中級 ⑥ |
| | 16日(土) | | Word中級 ⑦ |
| | 24日(日) | | Word中級 ⑧ |

- 場所 下妻公民館 視聴覚室
- 受講資格 原則として市内在住・在勤の方
- 定員 1講座につき20名
- 参加費 1講座につき500円(テキスト代含む)
- 申込方法 4月26日(火)より来館または電話にて受け付けを開始します。(1人3講座まで) ※定員になり次第締め切ります。

- その他
 - ・原則としてパソコンの持ち込みはせず、視聴覚室のパソコンをお使いください。
 - ・21年度から新しいパソコンの導入により、Windows Vista・Word Excel2007中心の授業となります。(2007以外のバージョンは補足的に説明します)

問 申 下妻公民館 ☎43-7370

にこにこ体操・シルバーリハビリ体操教室に参加しませんか

高齢者の方がいつまでも元気で楽しく過ごせるよう、各地区ごとに毎月2回、体操教室を開催します。体操は、楽しくお家でも手軽に出来る軽運動(約1時間程度)です。

| 地区 | 場所 | 開催日 | 受付開始時間 |
|------|------------|--------------------------|----------|
| 下妻 | 下妻市中央公民館 | 毎月2回・金曜日 | 午前9時30分～ |
| 大宝 | 大宝公民館 | にこにこ 火曜日 シルバーリハビリ 金曜日 | 午前9時30分～ |
| 騰波ノ江 | 騰波ノ江市民センター | 毎月2回・金曜日 | 午前9時30分～ |
| 上妻 | 上妻市民センター | 毎月2回・木曜日 | 午前9時30分～ |
| 総上 | 働く婦人の家 | 毎月2回・金曜日 | 午後1時30分～ |
| 豊加美 | 豊加美市民センター | 毎月1回・木曜日 | 午前9時30分～ |
| 高道祖 | 高道祖市民センター | 毎月2回・水曜日 | 午後1時30分～ |
| 千代川 | 千代川公民館 | 毎月2回・火曜日 | 午前9時30分～ |

- ◆対象者 65歳以上で、介護保険の要介護・要支援認定を受けていない方
- ◆募集人員 各地区25名程度 ※先着順。
- ◆参加費 600円程度(初回のみ)
- ◆持ってくる物 汗拭き用タオル、うわばき水やお茶などの飲物

◎詳しい日程等については、介護保険課に予定表がありますのでお問い合わせください。

問 申 市介護保険課 ☎内線1535

～文部科学省推進事業～ 平成23年度『サンドレイククラブプログラム』参加者募集

募集

| 種目 | 日時 | 場所 | 参加費 | 定員 | 内容 |
|---------------------|--------------------------------------|-------------------------------|--|--------------------|--|
| スポーツ吹き矢 | 5月8日から 毎週日曜日 午後1時30分～3時30分 | 勤労青少年ホーム 体育室 | 1回 (会員)100円 (一般)200円 | 各20名 | 楽しみながら呼吸器系の強化や集中力を高めることができます |
| ゼロから始める マラソン講座 | 5月から 第2・第4日曜日 午前9時～ (2時間程度) | 観桜苑ほか | 1回 (会員)100円 (一般)200円 | なし | 正しいランニングフォームや走り方を学びながら、無理することなく、フルマラソン完走を目指します |
| 太極拳 | 5月13日から 毎週金曜日 午後1時30分～3時30分 | 勤労青少年ホーム 体育室 | 1回 (会員)100円 (一般)200円 | 30名 | 老若男女だれにでもでき、健康体操として楽しむことができます |
| ジュニア&親子 卓球教室 | 5月14日から 毎週土曜日 午後2時～4時 | 勤労青少年ホーム 体育室 | 1回 (小学生)100円 (保護者)100円 | 30名 小学生と 保護者 | 家族で卓球を基本から習ってみませんか ※ラケット持参 |
| 季節のハイキング &ウォーキング | 月1～2回 (随時ホームページ 等にて掲載) | 県内・近県の名所 旧跡等ハイキング のできる所 | (会員)1,200円 (一般)1,500円 ※バス代等。行程により変更あり。 | 各回 40名 | ウォーキング、軽登山を通じて心身をリフレッシュし健康で明るいライフスタイルの確立を目指します |

- 申込方法 電話にてお申し込みください。当日参加費を徴収します。
※ウォーキングに参加希望の方は、参加費を持参のうえ、お申し込みください。
- 申込期限 定員になり次第締め切ります。
※申し込み状況は、サンドレイクホームページ(<http://www.sandlake.jp/>)でお知らせします。

問 申 サンドレイククラブ(井上) ☎43-0174 市生涯学習課(千代川庁舎) ☎内線2833

『シニア男女混合ビーチボールバレー大会』参加者募集

- 日程 5月29日(日)～8月(全4回)
※詳しい日程は、監督者会議でお知らせします。
 - 参加資格 男子は50歳以上(平成23年12月31日現在)
女子は年齢制限なし。
※1名でも受け付けます。その場合、チーム編成はリーグ戦本部でおこないます。
 - チーム編成 1チーム6名以上
 - 試合方法 総当たり、1チーム15～23試合。
 - 参加費 1チーム5,000円(リーグ戦運営費)
個人参加は1,000円
※監督者会議の時、徴収します。
 - 申込期限 4月30日(土)午後5時
- 【監督会議】5月8日(日)午後6時 下妻公民館

申 市生涯学習課(千代川庁舎)
市総合体育館 ※月曜日を除く
受付時間 いずれも午前8時30分～午後5時

問 下妻市ビーチボールバレー連盟
(沢部) ☎090-7827-1756

『連盟杯ソフトテニス大会』参加者募集

- 日時 5月22日(日)午前8時30分集合
※雨天の場合、29日(日)に延期
- 場所 市営柳原球場テニスコート
- 試合種目 一般男子の部、シニア男子の部
一般女子の部、ママさんの部
ジュニア(小学生)の部
- 参加資格 市内在住・在勤・在学の方
または下妻市ソフトテニス連盟に加入している方
- 試合方法 ダブルスによるリーグ戦
およびトーナメント戦
- 参加費 1チーム2,000円
(小学生1,000円)
※参加費は当日徴収。
- 申込期限 5月1日(日)正午まで

問 申 下妻市ソフトテニス連盟
(宮本) ☎44-2805
(市川) ☎090-4835-5226

《市民課でおこなっている住基ネット業務(住基カードの発行等)を一時休止します》

◆業務休止日 4月18日(月)～20日(水)

問 市民課 ☎内線1414

災害ごみ(瓦・塀)の 搬入期間を延長します

3月11日の地震により倒壊した瓦、塀(ブロック・大谷石等)の搬入期間を延長します。

なお、搬入時は、「申請書」を持参してください。

- ◆搬入日時
毎週木・金・土・日曜日
(祝日含む)
午後1時～4時30分

- ◆搬入期間
4月30日(土)まで

- ◆搬入場所
千代川第二体育館グランド
[旧千代川中学校跡地]

- ◆搬入時に持参するもの
申請書(市で受け付けされたもの)

※総務課にある申請書に記入のうえ、地域の代表区長または自治区長の証明を受けた後、総務課へ申請してください。

問 市総務課 ☎内線1222

市税の納期が 延長されています

東日本大震災の被災地域である下妻市では、3月11日以降に到来する市税の納期限が延長されています。

延長される期間は震災がやんだ日から2か月以内とされていますが、未だに決定されていません。決定次第、広報紙およびホームページ等でお知らせします。

◎5月2日納期限の固定資産税第1期の納期も延長されますが、従来と同様に納付できます。

問 市税務課
☎内線1353・1354

平成23年度 浄化槽設置事業費補助金の 申請を受け付けます

平成23年度の浄化槽設置事業費補助金の申請受け付けを、4月からおこなっています。市のホームページにある申請書類をダウンロードしてご使用ください。

補助金の対象は、下水道区域に認定されていない区域に設置される住宅用の合併浄化槽設置事業です。

◎詳しくは、お問い合わせください。

問 市生活環境課 ☎内線1422

クリーンポート・きぬへの 直接搬入の受け入れについて

クリーンポート・きぬでは、4月より毎月第2土曜日に可燃ごみの直接搬入の受け入れを開始します。

- ◆受入時間
午前9時～12時、午後1時～4時
※不燃ごみ、粗大ごみは今まで通り受け入れしています。
第2・第4土曜日
午前9時～12時、午後1時～4時

問 クリーンポート・きぬ ☎43-8822
市生活環境課 ☎内線1423

犬の登録と狂犬病予防注射は、法律で義務付けられています

法律により、生後91日以上、室内犬を含めた全ての犬は、生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。

登録済みの飼い主の方には4月中に注射のご案内を郵送します。

《新しい愛犬の事前登録をお勧めします》

- ・集合注射会場でも登録できますが、犬を連れての書類記入は大変危険です。
- ・次の市内動物病院でも登録と注射を受ける事ができます。
※診察時間内にお問い合わせください。

| 病院名 | 電話番号 | 診察時間 | 定休日 |
|-----------|----------|------------------------|-----------------|
| 赤澤獣医科 | ☎44-3947 | 午前9時～ | 不定休 |
| 稲川動物病院 | ☎30-1311 | 午前9時～12時 午後3時～7時 | 月曜午後・水曜 祝日 |
| 佐原動物病院 | ☎44-5941 | 午前9時 ～午後5時30分 | 日曜・祝日 |
| みうらどうぶつ病院 | ☎44-8008 | 午前9時～12時 午後4時～7時30分 | 木曜・日曜午後 祝日要問 |

《犬の手続きについて》

| | | |
|-----------|--------------------------|-----------------|
| 犬を飼い始めた | 登録届・鑑札交付 ※上表の病院でも可 | 印鑑 手数料2,000円 |
| 飼い主が引っ越した | 住所変更届(転居・転入) ※転出は新住所地 | 印鑑 旧鑑札 |
| 飼い主が死亡した | 飼い主変更届(家族の誰かに変更) | 印鑑 |
| 犬を他の人にあげた | 飼い主変更届 | |
| 犬が死亡した | 犬の死亡届 | 印鑑・鑑札 |

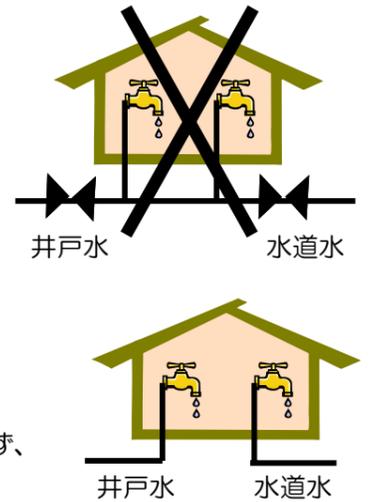
問 市生活環境課 ☎内線1424

水道と井戸水等の管が直接接続されていませんか

市の水道管と井戸水・共同水道等の管が直接接続されていませんか。これは、「クロスコネクション」といい、法律により固く禁止されています。

また、バルブを設置し、必要に応じて、水道水と井戸水等を切り替えて利用している状態も該当します。誤って接続している場合は早急に、水道課に連絡し、市の指定工事業者に修理を依頼してください。

◎水道水と井戸水等を併用して利用している場合は、右図のように必ず、配管を別にしてください。



- ◆水道管と井戸水などの管を直接接続するのは危険です。そのまま放置しておく、井戸水・共同水道等が汚染されていた場合、バルブの故障、誤った操作や突然の事故により、汚染された水が水道管に流れこみ、水道水が汚染され、広範囲に健康被害が生ずるなど重大事故につながる危険性があります。場合によっては、法律により罰せられることもあります。また、反対に大量の水道水が井戸等に流れ込み、多額の水道料金が請求されることもあります。

- ◆水道管と井戸水などの管が直接接続されている場合、法律および市の条例に基づき、水道を一旦停止し、水道管から井戸水等の管を切り離したことが確認できるまでの間、水道の利用ができない場合があります。

問 市水道課 ☎44-5311

公民館おはなしの会／4月 図書館映画会／無料

- ◆日時 4月16日(土)
午後1時30分～
- ◆場所 下妻公民館 児童図書室

問 下妻公民館 ☎43-7370

図書館おはなし会／5月 ～おはなしの花たば～

- ◆日時 5月14日(土)
午前10時30分
～11時30分
午後2時～3時
- ◆場所 市立図書館 児童室
(おはなしコーナー)

問 市立図書館 ☎43-8811

《ライブラリースイーター》

- ◆日時 4月16日(土)・19日(火)午後2時～
- ◆上映作品
山下清物語「裸の大將放浪記」
(1981年/日本/120分)
放浪の天才画家として、今なお多くの人々に愛され親しまれる山下清の生涯を感動と溢れるユーモアで描く。障害を持ちながら、戦争の混乱期を乗り切る様子や「日本のゴッホ」と呼ばれた晩年のエピソードを交えて描き、どんな小さな可能性でも、それを伸ばすことが大切だと訴える。

- ◆場所 市立図書館 映像ホール

問 市立図書館 ☎43-881

小貝川ふれあい公園「春の山野草展」を開催します

下妻市自然愛護協会の方々が丹精こめて育てた、身近な山野草を約300点展示します。

- ◆日時 4月22日(金)～24日(日)午前9時～午後4時30分
※24日(日)は午後3時まで
- ◆場所 ネイチャーセンター ギャラリー ※入館無料
- ◆共催 下妻市自然愛護協会

問 小貝川ふれあい公園ネイチャーセンター ☎45-0200

ふるさと博物館 展覧会を開催します

| 期間 | 展覧会名 | 作品 |
|----------------------|---------------|-----|
| 4月19日(火) ～5月1日(日) | 「墨彩会」 日本画展 | 日本画 |

- ◆開館時間
午前9時～午後4時30分
※5月1日は午後3時まで
※休館日 4月25日(月)

問 ふるさと博物館 ☎44-7111

ふれあいパーティを開催します

- 【下妻会場】
- ◆日時 4月24日(日)
午後1時30分～5時
(受付12時30分～)
- ◆場所 ビアスパークしもつま
[長塚乙70-3]
- ◆対象者 男性・女性共
45歳まで 各20名
- ◆参加費 男性5,000円
女性1,000円
(当日徴収)
- ◆申込開始 随時
- ◆共催 いばらき出会いサポートセンター

問 申 NPO法人ベル・サポート
☎0280-87-7085